

病児・病後児保育事業の実施見通しについて

1 病児・病後児保育事業とは

保護者が働いているなどの事情により、児童が病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院や保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が病児を一時的に保育するほか、保育中に体調不良になった児童への対応を行うことで、安心して子育てができる環境を整備するものです。

道内でも施設の開設が進んでおり、平成29年7月現在、21市11町(計45か所)で実施されています。

2 これまでの検討状況

病児・病後児保育事業につきましては、以前より市民から早期実施を期待する旨の御意見が寄せられていたところですが、市内の小児科医が少ないこと、施設整備に費用が掛かること等の課題があり、事業開始に至ってありませんでした。

平成27年3月に策定した「小樽市子ども・子育て支援事業計画」におきましても、病児・病後児保育事業に関して年間300人の需要を見込んでおりますが、その「確保方策」につきましては、「実施体制を検討し、条件整備が完了後、実施を判断する」としていただいております。

3 今後の実施見通し

市内の「いなほ幼稚園」(子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園)が、平成30年度に園舎の改築を行い、平成31年4月から認定こども園(幼稚園型)に移行する予定ですが、併せて敷地内に病児・病後児保育を行うスペースを設ける予定となっております。

また、同施設を運営する法人の理事長が、現在小児科医として市内の病院に勤務しており、病状急変時等に医療機関との連携体制が確保される見通しです。

本市では、これにより病児・病後児保育事業を実施する条件が整うことから、同施設を運営する法人に委託し、平成31年度から病児・病後児保育事業を開始することを検討しています。

実施主体	： 小樽市
運営方法	： 認定こども園を運営する学校法人に業務を委託
施設所在地	： 稲穂3丁目
実施時期	： 平成31年度中
利用定員	： 1日3～4名程度
対象児童	： 乳幼児～小学生

※開所時間や対象児童の年齢、使用料等の詳細につきましては、今後検討を行います。